施設におけるわかりやすい

("―サル デザインのサイン

Universal **Design Sign**

より多くの人が理解し、安全で安心して使えるサインを目指して











施設におけるわかりやすいユニバーサルデザインのサイン

ーより多くの人が理解し、安全で安心して使えるサインを目指して一

目 次

第	1章	はじめに		
	第1節	これまでの佐賀県の取組・	•	P.1
	第2節	U D サインガイドの作成の趣旨 ・	•	P.2
	第3節	サインの事例・	•	P.4
第	2章	佐賀県が進めるユニバーサルデザインのサイン		
	第1節	基本目標・姿勢・	•	P.6
	第2節	サインに対する県民の意識・	•	P.7
	第3節	佐賀県が目指すこれからのサイン・	•	P.11
第	3章	連続した空間におけるサインについて		
	第1節	駐車場 •	•	P.12
	第2節	アプローチ・	•	P.13
	第3節	玄関・エントランスホール・	•	P.14
	第4節	エレベーターなど・	•	P.15
	第5節	一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	•	P.16
	第6節	部屋の出入口など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	P.17
第	4章	より多くの人のためのサイン		
	第1節	建物利用者 •	•	P.18
	第2節	建物利用者にあった対応・	•	P.19
	第3節	目で見るサインに配慮すること・	•	P.21
	第4節	音声で知らせるサインに配慮すること ・	•	P.28
	第5節	点字・触知案内図で知らせるサインに配慮すること	•	P.30
	第6節	視覚障がい者誘導用ブロックで知らせる		
		サインに配慮すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	P.35
	第7節	その他の必要なサインに配慮すること・	•	P.38
第	5章	既存サインの改善既存サインの改善		
	第1節	現地調査をとおして・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	P.41
	第 2 節	既存サインの改善例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	P 43

施設におけるわかりやすいユニバーサルデザインのサイン

ーより多くの人が理解し、安全で安心して使えるサインを目指して一

目 次

第6章 知ってほしい		
第1節 視覚障がい者への配慮		P.49
第2節 聴覚障がい者への配慮		P.53
第7章 付録		
【ピクトグラム】		P.55
【UDサインに関するチェックシート】		P.58
【謝辞・参考文献など】	• •	P.67
【基準・指針類など】		P.68

P.69

【インターネット・関連規格】

★ 第1節 これまでの佐賀県の取組 ★

佐賀県では、これまでに、高齢者や障がい者福祉の取組の一環として、平成10年3月に福祉のまちづくり条例を制定し、公共的施設のバリアフリー化を推進してきました。

そして、バリアフリー化の進展とともに、雑齢、性別、能力、国籍など、人々がもつそれぞれの違いを超えて、できるだけすべての人が利用しやすくするという、ユニバーサルデザイン*(UD)の考え方に立ったまちづくりの推進を図るため、平成16年11月に「佐賀県公共施設ユニバーサルデザイン取組方針」及び「県有施設のUD標準した。などを策定し、より一層の充実を目指して取組んでいるところです。

さらに、今後は、誰もが地域で自分らしく安全に暮らせる住みよいまち、安心して子どもを生み育てることができる社会を実現するため、施設や道路などのまちづくりとともに、ものづくり、ソフトづくり、意識づくりを含めた、総合的なユニバーサルデザインを推進するため、平成18年3月に「佐賀ユニバーサルデザイン推進指針」を策定し、県民、CSO(市民社会組織)、企業、行政などが一体となって各分野におけるユニバーサルデザインの推進を図っているところです。

[※]ユニバーサルデザイン:年齢、国籍、性別、能力、身体的な特徴などの 違いにかかわらず、全ての人々が生活の不便さを感じることなく、製品、 建物、環境を可能な限り快適に利用できるようにする概念

★ 第2節 UDサインガイドの作成の趣旨 ★

公共施設をはじめ、多くの施設には多数の人々が訪れます。また、 来訪者は、子どもからお年寄りの方、障がいのある方、大きな荷物を 持った方、妊婦の方、外国籍の方など様々です。

特に初めて訪れた施設などでは、目的の場所に到達できなかったり、 迷ったり、使い勝手が悪かったりして困ったことは誰もが経験していることです。

適切な位置に適切なサイン*がなかったり、あっても文字が小さい、暗い、見にくいなどの問題が数多くあります。また、目の不自由な方々が安全で安心して快適に利用できるサインが不十分であったりします。

このガイドは、一般県民の方々、施設の利用者、施設の管理者、施設の設計者・施工者など、いろんな立場の方々に、施設におけるサインのあり方・必要性・重要性を再認識して、実務にも活かしていただくために作成するものです。

一般県民の方々や施設の利用者においては、普段何気なく感じている、施設のわかりにくさや不便さの原因を具体的に理解し、施設の管理者に伝える手がかりとして利用していただくことが目的です。

また、施設の管理者においては、UDサインの考え方を理解するだけでなく、専門知識を持たなくても、より良い施設を目指し利用者ニーズを的確に把握していただくことが目的です。

さらに、施設の設計者・施工者においては、それぞれが当該施設のサイン計画が適切なものかどうかを正しく判断し、目指すべき方向を見出していただくことが目的です。

※サイン:目的地の位置や場所を知らせたり、誘導したりする看板や装置。 本ガイドが対象とする「サイン」は、建物内(建物敷地内の外周部も含む) にあるサインを主な対象としている

★ 第2節 本ガイドの作成の趣旨 ★

施設におけるあらゆるサインは、特定の方々のためだけのものでは ありません。施設を利用するすべての人がそのサインを理解し、安全 のもとに安心して使えるものでなくてはなりません。

よって、施設におけるあらゆるサインへの理解、認識を高めていただき、より良いサイン環境を整備していくことを目的としています。

第7章の付録のなかで、「サインの全体のあり方」について計画する際、または、「個別のサイン」について計画する際、さらには、「サインの維持管理・運用」を行う際に、事前に重要事項を確認するためのチェックシートをそれぞれ添付していますので、対応策を検討する際にご活用いただけます。

特に、「サインの全体のあり方」に関するチェックシートについては、施設の現状、実態、実際の計画に沿って、施設の管理者、設計者・施工者が参考として確認する際にご利用ください。

今後、本ガイドが、公共的な施設のみならず、民間の施設においても、サインの設置・改善や日常の維持管理・運用、さらには非日常時の対応策の手引書として積極的に活用されることを期待しています。

なお、本ガイドの内容は、今後も障がい者団体やその他のいろいろな方々の意見を積極的に取り入れながら、随時更新していくこととしています。

★ 第3節 サインの事例 ★

目で見るサイン

案内サイン

入口の近くに設置されている建物全体の配置や現在地との位置関係を案内するもの



誘導サイン

矢印などを用いて、目的地の方向を指示するもの



位置サイン

トイレやエレベーターなどの特定の 場所などの位置を知らせるもの



規制サイン

利用者の行動を規制するもの



★ 第3節 サインの事例 ★

音声サイン

音や声により案内するもの

スピーカー より音声案 内が流れる



点字サイン

目の不自由な方のために点(盛り上がり)によって文字・数字を表現したもの



触知案内図サイン

目の不自由な方のために、絵や文字を 浮き出すことによって触って分かる ようにした案内板



視覚障がい者誘導用ブロックサイン

目の不自由な方に対し、誘導や、段差 の存在などの警告・注意喚起を行うた めに、路面・床上に設置された平面状 のブロック



★ 第1節 基本目標・姿勢 ★

ユニバーサルデザインのサインを、佐賀ユニバーサルデザイン推進 指針(平成18年3月策定)による実施計画の中の具体的な取組みの 一つとして位置づけ、基本目標・姿勢を掲げ、より良いサイン環境を 目指していくこととします。

> あらゆる境。遇の人々がお互いを理解し、 お互いを助け合い、安全で安心して使える、 将来の世代の人たちのための ユニバーサルデザインのサイン

- 施設を利用する方一人ひとりの個性が尊重され、人によって違いがあることを認識し、これらに対応できるようなサイン環境の実現を目指します
- ひとつのサインが、ある特定の人の専用という考え方ではなく、 だれもが安全で、安心して、公平に使えるみんなのサインを目指 します
- サインも施設利用におけるサービスの一環と考え、人的対応をはじめ、ホームページなどでの情報提供も含めた、ソフトづくりでの対応による案内の必要性を周知していきます

★ 第2節 サインに対する県民の意識 ★

施設にあるサインについて、県民のみなさんが日頃どういったことを感じたり、どのような意識、意見をもっておられるか把握するためアンケート調査を行いました。

障がいを持つ方 (サンプル数: 6、回収数: 6)

※(社)佐賀県視覚障害者団体連合会、(社)佐賀ライトハウス六星館、(社)佐 賀県障害者社会参加推進センター、(社)全国脊髄損傷者連合会 佐賀県支部

【サインについてわかりにくかったり、不便だったことは】

音声や点字によるサインがない施設は全体的に不便という意見がありました。 また、誘導ブロックがあっても、受付の有無が分からないなど、うまく誘導でき ておらず、案内所まで不便なくたどり着くことが困難ということがわかりました。

【改善方法について】

視覚障がいがあっても、入口の場所を示す音声サインに始まり、係員がいる場所まで単独でいけるよう、音声、誘導用ブロック、点字をわかりやすく設置し、誘導する。更に、サインや設備があっても、それがどこにあるのかわからないので、それがわかるような仕組みが必要と思われます。事前に確認できる方法(パンフレット、インターネット、はがき通信など)も必要とされています。

【分かりやすかった、便利だったサインは】

高速道路パーキングエリアなどの道路に面した身障者用トイレサイン、駅などの手すりの点字サイン、などありましたが、便利だったサインは特にないという意見も多かったです。

【サイン整備の現状について】

佐賀県が進めるユニバーサルデザインのサイン

全員の方が、十分だとは思っていらっしゃいませんでした。理由として、健常者の目線で設置されていることが多く、当事者の意見が反映されているか疑問に思うものが多い、とのことでした。

(県民としての今後の意識のあり方)

施設があっても、案内不足、整備不足などで、たどり着くことができなかったり、利用できないことも多いことがわかりました。地域の皆さんの意見などを十分に聞いて反映していくことが大切です。

★ 第2節 サインに対する県民の意識 ★

一般の方 (サンプル数:200、回収数:200)

【サインについて日頃感じることは】

佐賀県が進めるユニバーサルデザインのサイン

目で見るサインそのものや文字が小さい、設置位置が高すぎる、誘導サインがわかりにくい(方向など)、など日頃感じておられるようですが、普段意識したことがない、特に不満を感じたことはないという意見も多数寄せられました。音声で知らせるサイン、点字・触知案内図で知らせるサインなどについての意見は特にありませんでした。

【視覚障がい者誘導用プロック、点字サイン、触知案内図サイン、音声サインについての感想】 視覚障がい者誘導用ブロック上の駐輪など、マナーの悪さを指摘する意見もありましたが、それ以外のサインに関しては認知度も低く、実際どうやって利用されているのか、本当に機能しているのか疑問という声もありました。また、健常者には多少わずらわしい(音声がうるさいなど)という意見も見受けられました。

【すべての人にとって、使いやすくわかりやすいサインとは】

単純でわかりやすく、絵やマークを使った、大きく見やすいもの、更に、障がい者の方や子供から高齢者まで使いやすいものという認識でした。と同時に、すべての人が満足するものは難しい、そういうものはないと思う、よくわからないという意見も多数でした。

音声サイン、点字サイン、触知案内図サインなどに関してあまり認識 されていません。まず、どういうものなのか、どのように利用されて いるか、その意味や重要性を知ってもらうことが必要です。

また、なぜ必要なのかを伝達すること、誰にでも必要となる日がくること、他人事ではないという意識を啓発することが大切です。

★ 第2節 サインに対する県民の意識 ★

施設管理者の方 (サンプル数:8 (県有施設6、民間施設2)、回収数:6 (県有施設4、民間施設2))

【施設利用者より寄せられた問題点、意見】

目的の場所がどこにあるかわからない、誘導サインがわかりにくいなどの意見が寄せられており、サインが設置されていても役目を果たしておらず、利用できない状態のものもあるようです。

【意見を受けての対策】

大きめの看板を設置、位置を変えて見やすくした、案内板に大きな矢印を表示 した、などの対策をとられていました。

【対策をとるときUDについて参考にしたか】

83%が参考にしたという結果でした。

【サイン整備の現状について】

佐賀県が進めるユニバーサルデザインのサイン

83%が十分でないと考えています。今後は外国の方の為に積極的に多言語表記にしていきたいと考えている施設は多いようですが、障がい者の方へはあまり意識が向いていないようでした。

せっかくのサインがうまく機能していないことも多いようです。設置するだけでなく、うまく機能しているか、またその都度メンテナンスをしていくことが重要です。例えば、動線を妨げるような設置をしていないかなどのチェック、メンテナンスも必要です。

★ 第2節 サインに対する県民の意識 ★

設計者の方 (サンプル数:30、回収数:18)

【サイン計画を立てるときどういった方を意識しているか】

子供、お年寄り、車いす利用者はほとんどの方が意識されていましたが、目が不自由な方や耳が不自由な方、また、外国の方に対してはまだまだ意識が低いという結果でした。

【サイン計画立案時に参考にするものは】

県、市の整備基準が一番多く、次いでJIS などの規格や国土交通省の整備基準、 自分の経験や実績などを参考にされていました。

【サイン整備の現状について】

十分ではないがある程度はできていると考えている方が多数でした。しかし、 UDの啓発が十分とは言えず、いまだUDとバリアフリーの区別がつかない方々 が多く、一般の方々のみならず発注者側や設計者の中でも十分な理解が少ない現 状であるとの意見も聞かれ、専門家であってもまだ十分な理解は少ないと感じて いるようです。

サイン計画の際、目や耳が不自由な方や外国の方に対する配慮は不十分であり、UDについても、十分に理解しているとは言えないと感じているようです。

(県民意識の総括)

佐賀県が進めるユニバーサルデザインのサイン

それぞれの立場でサインに対する感じ方、考え方は様々です。サイン自体への理解度、周知度もまだまだ低いと言えます。

実際、施設を利用したくても、できず困っている方が多くいらっしゃることもわかりました。

こうしたことから、より多くの人が理解し、安全で安心して使える みんなのサインの考え方を広く知っていただき、このガイドなどを通 した意識啓発・情報発信を積極的に行っていくことが必要です。

★ 第3節 佐賀県が目指すこれからのサイン ★

- ♣ 特に、視覚障がい者に配慮した、既存サインの改善を行っ ていきます
- 目で見るサインのみならず、音声案内や点字、触知案内などの複数の情報伝達方法でのサインの充実を目指します
- ♣ 施設案内パンフレットやホームページでの情報伝達の必要性について、周知徹底を図っていきます
- → サインの維持管理・運用、人的対応の重要性について、 □ しゅうちてってい 周知徹底を図っていきます

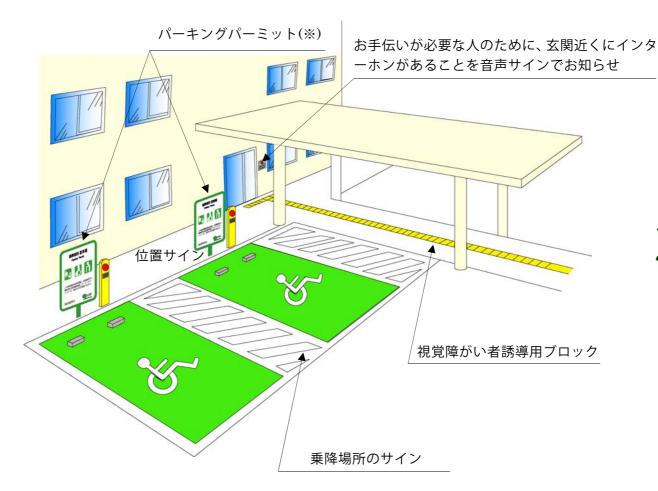
佐賀県が進めるユニバーサルデザインのサイン

▲ 多言語表記を行っていきます

★ 第1節 駐車場 ★

● 車の乗降場所のサインを考える ●

イメージ図



※パーキングパーミットを持っていない人が停めないよう、音声により身障者用駐車場であることを案内することも必要

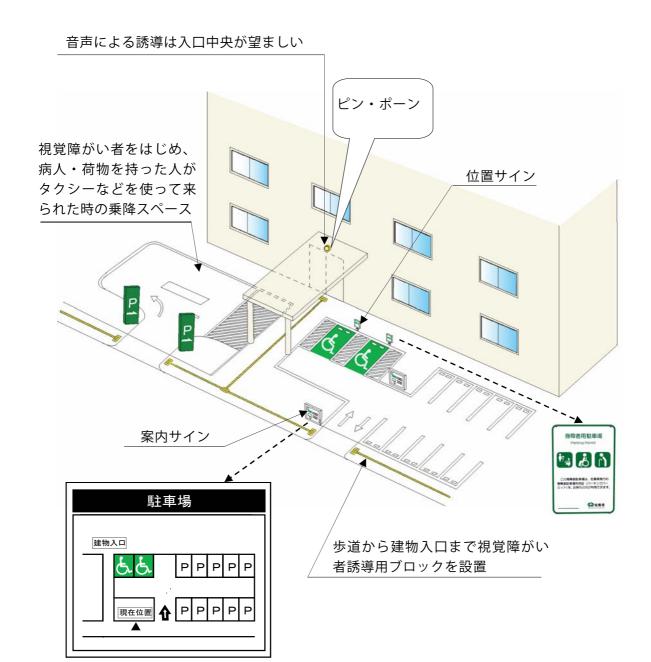
連続した空間におけるサインについて

※ パーキングパーミット:障がい者だけでなく、高齢者や傷病・妊婦などで 一時的に歩行困難になった方に、身障者用駐車場利用証を交付し、本当に 必要とする人のために身障者用駐車場を確保した、佐賀県が全国に先駆け て実施した制度

★ 第2節 アプローチ ★

● 建物入口までの誘導サインを考える ●

イメージ図

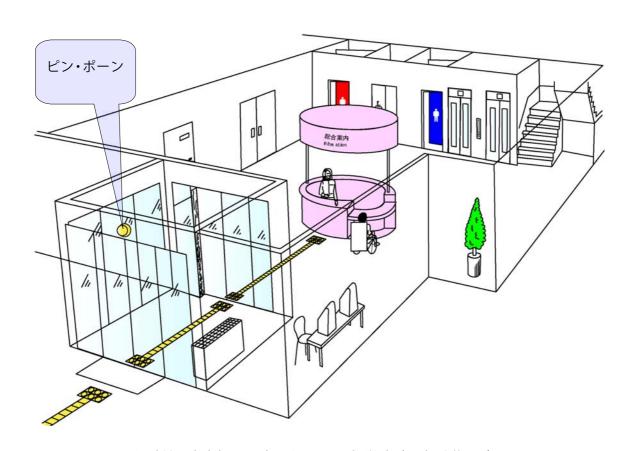


★ 第3節 玄関・エントランスホール ★

● 案内所までの誘導を考える ●

イメージ図

●案内所は中央に設置することが望ましい カウンターは立位、座位のいずれの場合 でも利用できる高さ

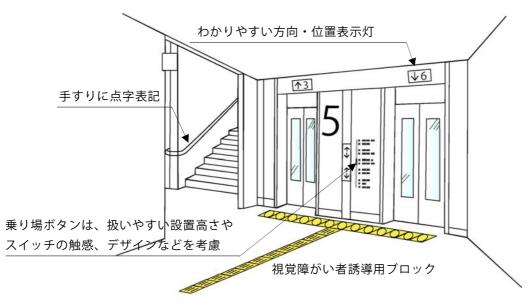


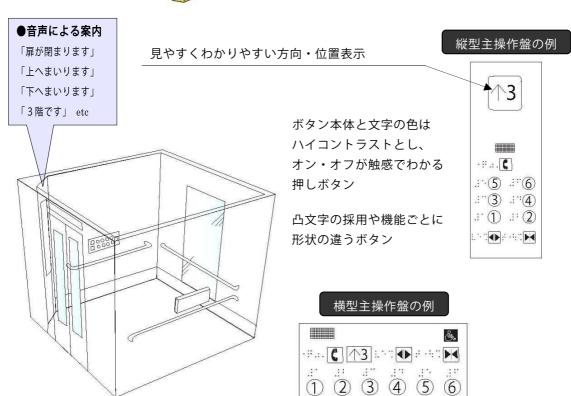
※人を配置した受付や案内板に到達できるよう、視覚障がい者誘導用ブロックを設置

★ 第4節 エレベーターなど ★

● エレベーター、階段付近のサインを考える ●

イメージ図



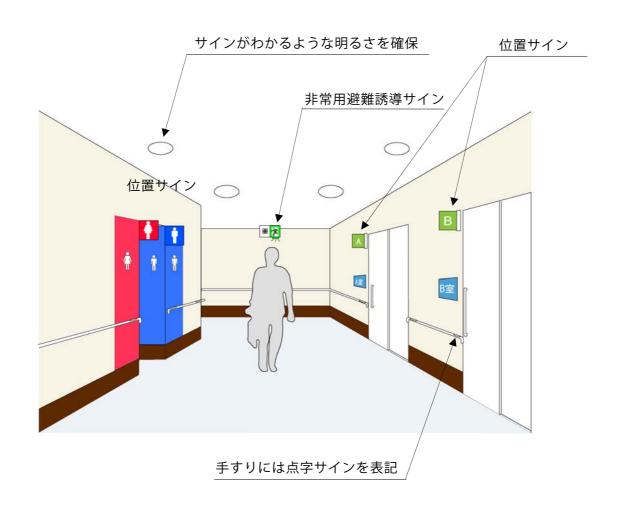


※コントラスト:明るい部分と暗い部分との明暗の差

★ 第5節 廊 下 ★

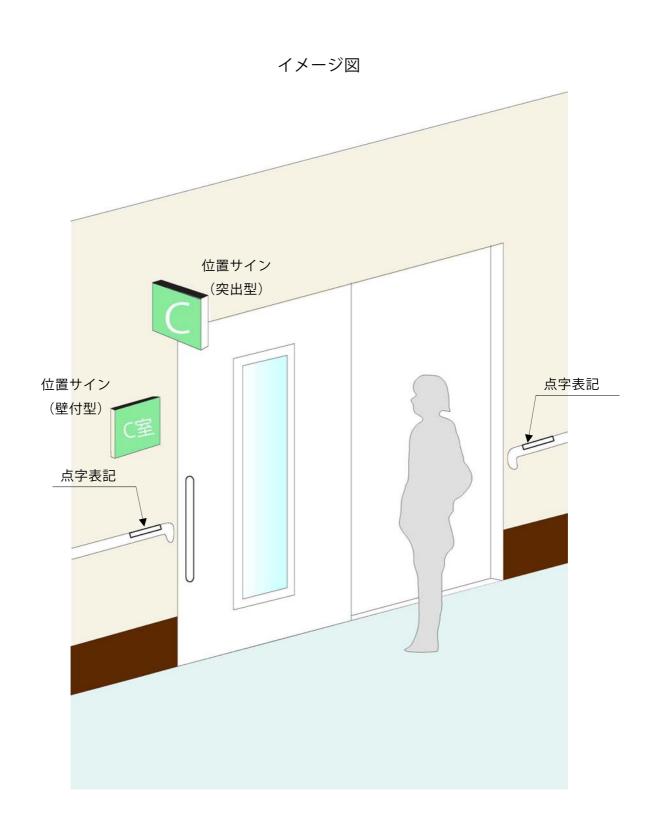
● 廊下のサインを考える ●

イメージ図



★ 第6節 部屋の出入口など ★

部屋の出入口のサインを考える



★ 第1節 建物利用者 ★

● さまざまな建物利用者 ●

建物利用者		
したいふじゅうしゃ 肢体不自由者	★車いすを使用(電動、簡易電動 (※)、手動)	
(車いす使用者)	(※)手動と電動が切り替え可能な車いす	
したいるじゅうしゃ 肢体不自由者	★杖などを使用している方	
(歩行器、杖利用者など)	★長時間の歩行や階段、段差の昇降が困難な方	
内部 障 がい者	★長時間の歩行や立っていることが困難な方	
内部 牌 かいも	★オストメイト (人ごだ前、人工膀胱造設者)	
	★全盲 (視力が全くないためみえない)	
しかくしょう 視覚 障 がい者	★弱視 (視力が弱い)	
	★色覚異常(ある種の色が判別しにくい)	
	しゃ きょうさく ★ 視野 狭 窄 (見える範囲が不規則に欠けて狭くなる)	
sょうかく げんごしょう しゃ 聴覚・言語障がい者	★全聾 (聴力が全くないため、音が聞こえない)	
	★難聴(聴力が弱いため、音や声が聞き取れない)	
57 + 1 + 3 1 5	★言語に障がいがある方	
知的障がい者	★文字による理解がむずかしい方	
外国人	★日本語が理解できない外国の方	
子ども	★一人では利用できなかったり、わからない方	
	★£££££££££££££	
子育て層	★乳幼児連れ	
	★ベビーカーを使用している方	
	★歩行が困難な方	
73411 6	★視力が低下している方	
zjhnlə 高齢者	★ 聴 力 が低下している方	
	★シルバーカーを使用している方	
	★以上のようなケースが複合している方	
	★一時的なけがをしている方	
その他	★重い荷物を持っている方	
	★初めて建物を訪れる方	

4 より多くの人のためのサイン

【参考】公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン (交通エコロジー・モビリティ財団)

★ 第2節 建物利用者にあった対応 ★

● 建物利用者の主な特徴と建物サインづくり上の対応策の例 ●

建物利用者	 主な特徴	対応策の例
生物利用名	土の付徴	対ルボッが
したいふじゅうしゃ 肢体不自由者		(設置方法の工夫)
・電動車いす	. めせん	, p
・簡易電動車いす	★買線の位置が低い	
	★目線を向ける方向や範囲が限	
・手動車いす _{ほこうき}	られている	
・歩行器		見やすい方向・範囲が、さ らに限られる場合もある
• 杖利用		ことを考慮して建物サインを設置する必要がある。
など		
		■目で見るサイン
		+点字サイン(組み合わせ)
しかくしょう 視覚障がい者	」 ★視覚情報が全く見えない	
ぜんもう • 全盲	★小さな表示・文字が見えない	点字
· 弱視	★明るさにより見え方が異なる	
Jeth Chilles 1	★色が見分けにくい	
	1 12	*****
· 視野 狭窄	★視野が狭く方向も限られてい	歩行路標識シール
など	る	弱視の方が、階段の段差を判別しやすい
		おうに「歩行路標識シール」が設置され
		ている例。手すりには点字が表示されて
		いる。
		■目で見るサイン+音声で知ら
		せるサイン(組み合わせ)
		このフラッシュン した場合は非常時です、この ドアから避難して下さい。
************************************	 ★音声 • 音響 案内が聞こえない	文字による機能説明
ぜんろう • 全 龍	★音の内容がわからない	音声→
- 		ライト
# ^{* * * * * * * * * * * * * * * * * * *}	★特定の音が聞こえない	複数の情報伝達方法による避難口誘導
	★小さい音が聞こえない	灯の例。音声案内とフラッシュライトの
など		点滅により災害の発生と、避難口の位置
		を知らせる。文字による機能説明も併設 しており、日常時から、建物サインの機
		能周知を図っている。

4 より多くの人のためのサイン

【参考】練馬区「建物サインづくりマニュアル」より

★ 第2節 建物利用者にあった対応 ★

建物利用者	配慮すべき事項	対応策の例
外国人	★日本語がわかりに くい ★日本式の設備が使 いにくい ★多言語表記とホー ムページなどでの 案内が必要 など	■目で見るサイン(図記号の活用、多言語表記) Towada Art Center MAP ###################################
子育て層	★子どもを抱いている場合に移動など、 ★子ともを抱いている場合にない。 ★子ども用の設備が、 ・子ども用の設備が、 ・子とを、にいる。 ・本でいる。 ・本でいる。 ・本でいる。 ・などのも用のでいる。 ・などのものでいる。 ・ないでいない。 ・ないでいない。 ・ないでいない。 ・ないでいない。 ・ないでいないでいないでいないでいないでいないでいないでいないでいないでいないで	■目で見るサイン(図記号+文字) 乳幼児用設備 Nursery 子育ての支援に係る設備機能を示すサインの例。図記号デザインの工夫や文字を併記することで、設備の具体的な機能を示すことも必要である。図記号については、できる限り一般的な図記号を活用する。
zう ねい しゃ 高 齢 者	★これまでの主な特徴が複数にわたる ★シルバーカーの移動や配置場所が必要となる ★設備機器などの使用方法がわからない	■目で見るサイン(デザインの工夫) 3 建築空間と一体的にデザインされた地下鉄駅の出入口番号の例。高齢者や初めて訪れた方にもわかりやすいように壁一面に大きく番号を表示している。

⁴ より多くの人のためのサイン

【参考】練馬区「建物サインづくりマニュアル」より

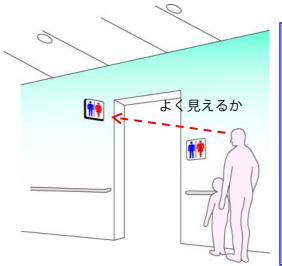
目で見るサインに配慮すること ★

3-1 サインの設置位置に注意しよう

★ 第3節

サインは高い位置にあるだけでは不十分です。目の高さの位置にないと認知できない弱い視力の人もいます。

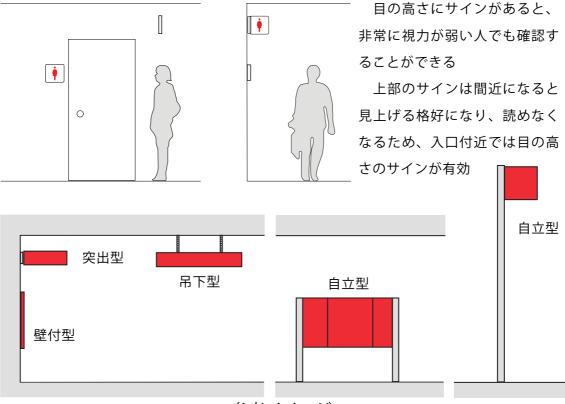
また、車いす使用者の目の高さは、床から 1.1m~1.3m程度です。



【標準仕様】

- ★位置サインについては、弱視者に配慮して、視点の高さにもサインを設置する
- ★照明の映り込みや、外光により見えにく くならないように、設置位置や角度に配 慮する
- ★低い目線(車いす使用者や子どもなど) が見上げる際の角度に配慮する

【参考】熊本県「既存建築物の視覚情報サイン改善マニュアル」より



参考イメージ

4

より多くの人のためのサイン

目で見るサインに配慮すること ★

3-2 表示がはっきり読めるようにしよう

★ 第3節

高齢者や弱視の人では、明度差が小さければ判別が困難になります。 また、色覚異常の場合、色相が異なっていても、同じ明度であると判別が難しくなることがあります。

文字はなるべく大きいほうがいいですが、文章量が多いものをただ単に文字を大きくするだけでは読みにくくなります。高齢者や弱視者に配慮して、健常な視力で読めるという大きさより、一回り大きくし、誰にとっても見やすくなるようにします。一般的にはゴシック体が見やすいですが、太すぎると隣とくっついて潰れてしまいますので、注意が必要です。

子どもや外国人にもわかるように、ふり仮名や外国語を併記するとともに、移動距離が長い場合の目的地までの距離の併記も検討します。一般的に認識率が高い絵文字は有効です。国内標準の絵文字として「案内用図記号JIS-Z8210」(交通エコロジー・モビリティ財団ホームページで一覧の閲覧可能)があります。



より多くの人のためのサイン

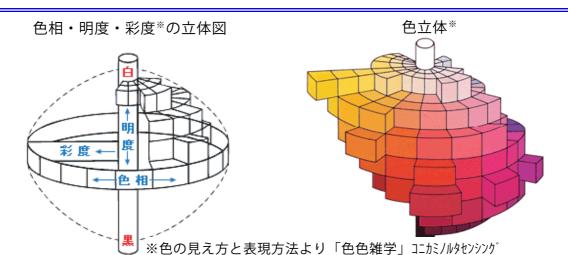
緑地に赤文字の組み合わせ 色相は差があるが、明度差が 低く、読みにくい

【標準仕様】

- ★明度差は5程度以上とし、彩度差にも配慮する
- ★文字の大きさは、視力の低下した高齢者などに配 慮して視距離に応じた大きさを選択する
- ★弱視者に配慮して、大きな文字を用いたサインや 図記号を視点の高さに表示することが望ましい
- ★書体は視認性の優れた角ゴシック体が望ましい
- ★ピクトグラム(案内用図記号)*はJIS Z8210 に示された図記号を基本に用いる

【参考写真】埼玉県「見やすく分かりやすい案内表示」より ※ピクトグラム(案内用図記号):文字に変わって物事や概念を伝える図形(絵文字)の総称

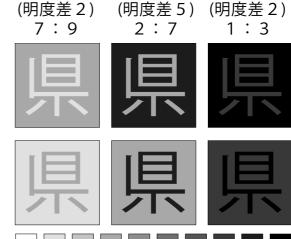
★ 第3節 目で見るサインに配慮すること ★





大きな文字やピクトグラムを用い、遠くからでも近くからでも、誰にでもわかりやすい (国際障害者交流センター「ビッグアイ」)

4 より多くの人のためのサイン



文字と背景の地の明度差の事例

6 5

4

7

【参考】熊本県「既存建築物の視覚情報サイン改善マニュアル」より

男女の区別がわかりやすいサイン

9.5

9

※色 相:色合い・色調 ※明 度:明るさの度合い

※彩 度:色の鮮やかさの度合い

※色立体:さまざまな色を三次元空間の点として配列したもの

★ 第3節 目で見るサインに配慮すること ★

【サインでよく使われる書体例】

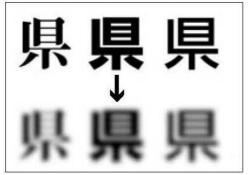
新ゴM 視覚情報サインガイドライン

成角ゴ 視覚情報サインガイドライン

タイプバンクDB 視覚情報サインガイドライン

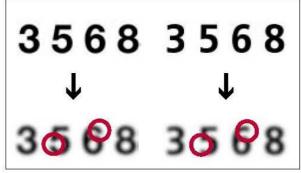
Frutiger Bold 0123456789 abc ABC

【ぼやけて見える状態シュミレーション】



ゴシック体でも文字が太すぎると、 ぼやけて見える可能性がある

より多くの人のためのサイン



右の書体の方が、あきがはっきりしているので、読み間違えにくい形となっている

【参考】熊本県「既存建築物の視覚情報サイン改善マニュアル」より

【参考 ピクトグラム (案内用図記号)】(第7章付録参照)

総文字を標準化して認知度を高めることを目的としたものです。 絵文字を使用することにより、直接的に意味を伝えやすくなります。 案内用図記号には125項目あります。図記号の使用に関して推奨度区分があります。

★ 推奨度 A: 図形を変形しないで用いるもの

★ 推奨度B:図形を基本的に変形しないで用いるもの

★ 推奨度C:図形を基本的な概念を変えない範囲で適宜図形を変更して

用いることができるもの

このうち108項目が日本工業規格 JIS Z 8210 として制定されています。

★ 第3節 目で見るサインに配慮すること ★

3-3 サインの存在を強調しよう

場所・箇所でとに書体や色使いを規定することで、関連性を持たせ、サインを探しやすいようにします。統一感のないサインは見過ごされることが多くなります。弱視の人も、サインがあること自体がわかれば、近寄ってじっくり見ることができますが、あるかないかわからないサインを探すことはまずありません。大切なサインが背景の広告物などに埋もれたり、付近がゴミゴミしないようにします。

お手洗いのように、ほとんどの来訪者が利用する施設では、サインに大きな色面を使ったり、内照式にするなどして強調します。



より多くの人のためのサイン



フロア案内図が奥にありますが、スタンドに遮られて 見えない例

【標準仕様】

- ★書体や色使いに注意し、全体のなかで 統一感を持たせるようにする
- ★サインを設置する場所の背景や周辺に ある物に注意し、サインを目立たせる
- ★頻繁に使用する施設のサインは、大き な色面を使うなど、強調させることが 望ましい

大きな色面で手洗いの入口を強調したサインの例 (ぱるるプラザ GIFU)

【参考写真】埼玉県「見やすく分かりやすい案内表示」 より

★ 第3節 目で見るサインに配慮すること ★

3-4 明るさに注意しよう

サイン面が暗くなる場合は、サイン用に照明を設けたり、内照式のサインにします。しかし、直射日光が差し込むような場所では、周囲がまぶしすぎたり、逆光であったりしてサインが見えにくくなることにも注意します。

照明でサインを明るくするときは、その光源が直接目に入らないように照明の位置を調整します。

車いす使用者など、低い視点からサインを見上げる場合、天井照明 がサイン面に映り込むことがあります。

また、艶のある仕上げの表示面が光って見えなくなってしまうこと がありますので、注意します。

また、ガラスや金属の地航は、透過や反射によって明るくなったり暗くなったりと変化してしまうため、じかに文字を表記するのに確実に読める色というのはありません。きちんと読めるようにするためには、つや消しにしたり地色をつけることが必要です。



より多くの人のためのサイン

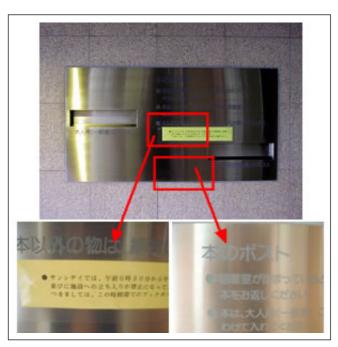
逆光のためサインが見えにくい



比較的暗い通路にあるが、内照式で大きなサインなので、わかりやすい

【参考写真】埼玉県「見やすく分かりやすい案内表示」より

★ 第3節 目で見るサインに配慮すること ★



ステンレス地にグレーの文字表示の ため、見にくくなっている 地に色をつけるといった配慮が必要

【参考写真】埼玉県「見やすく分かりやすい案内表示」より

【標準仕様】

4 より多くの人のためのサイン

- ★周囲が暗くなる場所では、照明を設けるか、内照式のサインを設置する
- ★ガラスや金属板を使用するときは、透過や反射を十分に検討し、つや消 しや地色を付けるなどの検討を行う

★ 第4節 音声で知らせるサインに配慮すること ★

視覚障がい者の人を目的地まで誘導するとき、視覚障がい者誘導用ブロック(第6節参照)がありますが、注意喚起を示す点状ブロックと進行方向を示す線状ブロックの2種類しかなく、情報量が非常に少なくなっています。そこで、音や声による誘導を補助する装置が必要です。

また、視覚障がい者や高齢者で、視覚に問題がある方にその場所や 方向を案内するとき、その近くでの音声による案内装置も必要です。 案内内容は、行き先・方向を端的に短く伝えましょう。

音声案内・誘導システムは、施設用途に応じて、建物内の設備機器 (スピーカーなど)から音声メッセージが流れるものや、目の不自由な人が携行している受信機に音声メッセージを送信するものなどから選択し、音声がはっきりと聞き取れ、音声発生の場所が明確に把握できるようにします。

出入口、トイレ入口などでは、必要に応じて、チャイムなどの音響 案

内装置を設置することも効果的です。

より多くの人のためのサイン

音声案内については、設置箇所、音量などにより騒音が課題となる ことがありますので、取付け位置などの検討が必要です。

※視覚障がい者や高齢者で、視覚に問題がある方にとっては、音声による案内・誘導がもっとも効果的な方法となることが多いので、すべての人がその必要性を理解し、みんなのサインである意識を高める心掛けが重要です。

※実際の検討においては、日本工業規格 JIS T 0901 視覚障害者の歩行・移動のための音声案内による支援システム指針を参考とする。

★ 第4節 音声で知らせるサインに配慮すること ★

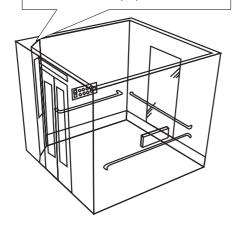
音声案内の例			
玄関	音	•	「ピン・ポーン」またはこれに類似した音響。
トイレ	音声	:	「向かって右が男子トイレ、左が女子トイレです。」 男子トイレ入口「男子トイレです。」 女子トイレ入口「女子トイレです」
エレベーター	音声	:	「上へまいります。」「下へまいります。」 到着階「○○階です。」 「扉が開きます。」「扉が閉まります。」



佐賀バスセンターの例

○○階です。扉が開きます。扉が 閉まります。上(下)へまいります。

4 より多くの人のためのサイン



【標準仕様】(音声案内・誘導)

- ★情報を音声により提供することが効果的 な場所では、誘導装置を設けることが望 ましい
- ★案内については、対面して、利用者に対してわかりやすい言葉で、簡単明瞭に目的地の方向や位置を指示する

★ 第5節 点字・触知案内図で知らせるサインに配慮すること ★

5-1 点字の表記・レイアウトに注意しよう

点字は目の不自由な人が情報を得るために必要な手段のひとつですが、点字の表記やレイアウトが不十分だと、せっかくの情報が無駄になってしまいます。表記方法、設置方法、形状などについて、規格がありますので、それらを参考にすることが必要です。

また、点字サインの情報量が多かったり、墨字*がそのまま点字になっていて、とても読む気になれない場合があります。一度に多くの情報を提供せずに、優先順位の高い情報を提供することもひとつの方法です。さらに、取付位置についても、設置高さに問題があれば、読むことが苦痛になったり、大切な情報が誤って伝わったりすることもあるので、注意しましょう。

最終的に点字を計画、設置する前には、点字がわかる視覚障がい者による文章チェックを行います。詳しくは佐賀県立点字図書館(電話番号:0952-26-0153 ファックス:0952-25-5760)などの点字がわかる機関に問い合わせて進めていきましょう。

※点字は視覚障がい者のすべての人が読めるわけではありません。したがって、 どこでも点字表示さえすれば、視覚障がい者に対する配慮は済んだというも のではありません。必要に応じて、音声案内、触知案内(5-2 参照)などを併用 することが大事です。また、事前の案内も重要です。

※参考とする規格など

より多くの人のためのサイン

- ★ 日本工業規格 JIS T 0921 高齢者・障害者配慮設計指針ー点字の表示原則及 び点字表示方法 公共施設・設備
- ★ 社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会「視覚障害者の安全で円滑な行動 を支援するための点字表示等に関するガイドライン」
- ★ 日本点字委員会「日本点字表記法」

※墨字:点字に対して、鉛筆、ペンなどで書いたり印刷した文字

★ 第5節 点字・触知案内図で知らせるサインに配慮すること ★



点字と墨字表示の右に、該当する音声用ボタンがある例

視覚では白い枠があるので、文字とボタンの位置関係がわかるが、点字を利用する場合は、点字表記に該当するボタンよりも、左側の別表示のボタンが近接しており、誤認しやすいので、レイアウトの変更が必要

触ると...

0

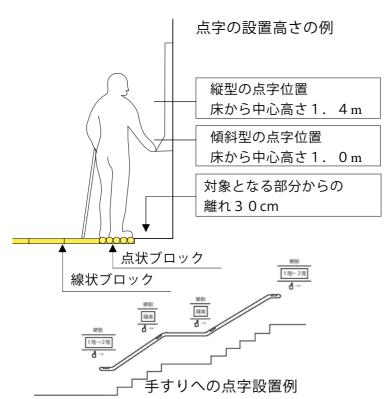
枠内の左にボタン、そのすぐ

0

提案 ○ 基本市役所 ○ (法本市社会権社会議会) ○

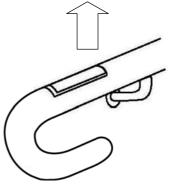
作内の左にホタフ、そのすぐ 右に隣接して文字(墨字と点字)を表示し、位置関係を間 違えないように配慮した例

【参考】埼玉県「見やすく分かりやすい案内表示」より



より多くの人のためのサイン





手すりへの点字設置例

より多くの人のためのサイン

★ 第5節 点字・触知案内図で知らせるサインに配慮すること ★



身障者対応エレベーターの利用注 意書きが、床から 100 cm程に設置さ れている

このような姿勢で点字を読むこと は苦痛であり、実際この設置高さで は存在自体に気づきにくい

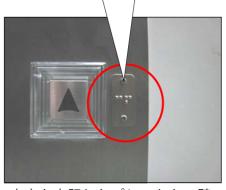


点字表記は、普通に立って手を壁にあて、 手首に無理がかからない程度の自然な高さ (140 cm 程度)が望ましい

押しボタンは、押した際に指に感触がある ボタン形式とすることが望ましい

また、押した時に電子音で操作されたこと を知らせる装置も検討する

ビスが妨げとな っている 固定方法に工夫 が必要



点字を表記したプレートを、壁 にビスで留めつけており、点字 触知の妨げとなっている例 (県庁 新行政棟)

【標準仕様】

- ★表記方法、設置方法、形状などについて、規 格があるものは、これを採用・参考とする
- ★墨字を併記する
- ★触知しやすく、触感や指の滑りがよく、耐久 性のある材料、仕上げとする
- ★触知しやすい高さ、角度に設置する
- ★階段手すりに、現在階の階数とフロア情報な どを表示する
- ★スイッチの横にその種類を表示することが 望ましい
- ★点字触知の妨げとならない固定方法とする
- ★点字を計画、設置する前に、点字などがわか る視覚障害者によるチェックを行う

★ 第5節 点字・触知案内図で知らせるサインに配慮すること ★

5-2 触知案内図の表現方法・触感などに注意しよう

触知案内図も、目の不自由な人が情報を得るために必要な手段のひとつですが、表現方法や触感、設置高さなどに問題があると、せっかくの情報が無駄になってしまいます。触知案内図などにも規格がありますので、参考にしながら、最終的には視覚障がい者又は点字がわかる方による検証が必要です。

番号や図形の凹凸の度合い、案内板などにおける廊下と居室などの表現方法の使い分け、点字と墨字の配置方法と併記、悦例の配置などの多くの事項を検討する必要があります。また、そこにいたるまでの、視覚障がい者誘導用ブロック(6節参照)や点字付きの手すり、音声案内・誘導との連携も必要に応じて検討します。

触 知案内図は弱視や高齢者、色覚に障がいがある人も見えやすいように配色についても検討し、健常者と共用できるものにします。

エレベーターの操作盤などにあっては、階数表示ボタン内の数字を 浮き文字にしたり、階数ボタンをブロック分けするなどの工夫も必要 です。

触知案内図があっても、そこまでどうやって誘導するか、そこに触知案内図があることをどう周知するかが課題となることが多いので、視覚障がい者などによる、事前の練習などによる再確認や、人的対応も含めて検討していきましょう。

※実際の検討において採用・参考とする規格など

より多くの人のためのサイン

★ 日本工業規格 JIST0922 高齢者・障害者配慮設計指針-触知案内図 の情報内容及び形状並びにその表示方法

★ 第5節 点字・触知案内図で知らせるサインに配慮すること ★

触知案内図



バス乗場の触知案内図

より多くの人のためのサイン



トイレ前の触知案内図

【標準仕様】

- ★表記方法、設置方法、形状などについて、規格があるものは、これを採用・ 参考とする
- ★墨字を併記する
- ★触知しやすく、触感や指の滑りがよ く、耐久性のある材料、仕上げとする
- ★高齢者、視覚障がい者、健常者すべて に見えやすい配色とする
- ★数字による情報などについては、浮き 出し文字(一般の数字の形を浮き出し にして触察できるようにしたもの)を あわせて表示する
- ★視覚障がい者誘導用ブロックなどに よる誘導もあわせて検討することが 望ましい

★ 第6節 視覚障がい者誘導用プロックで知らせるサインに配慮すること ★

目の不自由な人にとって、単独歩行は大きな問題であり、その課題解決の手段のひとつとして視覚障がい者誘導用ブロックがあります。

危険、方向転換、停止などを注意喚起するための点状ブロックや、 歩行方向を誘導するための線状ブロックがあります。

実際に設置する場合は、視覚障がい者誘導用ブロックに関する規格 にそって、検討します。

設置する場所や、周囲の床仕上げ材との色の明るさの区別などを詳細に検討し、適切に設置する必要があります。

また、視覚障がい者誘導用ブロックだけでは、十分な誘導ができるとは言えませんので、視覚障がい者誘導用ブロック以外の触知案内図、点字や音声案内・誘導などを効果的に組み合わせることも必要です。

※実際の検討において採用・参考とする規格など

★ 日本工業規格 JIST9251 視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸 法及びその配列



より多くの人のためのサイン

床仕上げ材との色が類似しているため わかりにくい



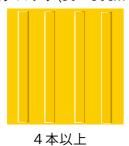
線状ブロックの凹部分に着色して わかりやすくした例

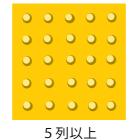
★ 第6節 視覚障がい者誘導用プロックで知らせるサインに配慮すること ★

図1 視覚障がい者誘導用ブロックの形状

線状ブロック(30×30cm 角)

点状ブロック(30×30cm 角)



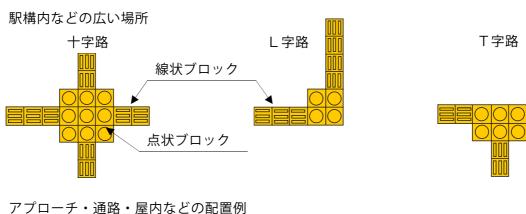


5列以上

※視覚障害者誘導用ブロック の突起の形状、寸法およびそ の配列は、JIST9251 による

※突起の高さは、線状・点状ともに 5mm(許容差 1mm)

視覚障がい者誘導用ブロックの設置寸法

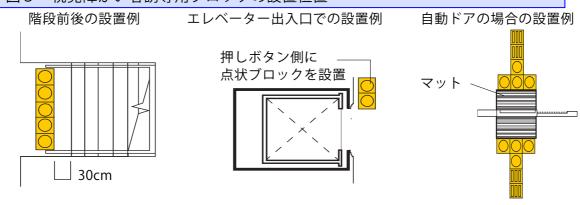




より多くの人のためのサイン



図 3 視覚障がい者誘導用ブロックの設置位置



★ 第6節 視覚障がい者誘導用プロックで知らせるサインに配慮すること ★



建物内の視覚障がい者誘導 用ブロックが同系色で見え にくい例 (佐賀バスセンター)



視覚障がい者誘導用ブロック は原則黄色とする (県庁 本館)

より多くの人のためのサイン



背景色との輝度比を確保する ため、周りを縁取りした例

【標準仕様】

- ★視覚障がい者誘導用ブロックなどの形状は JIS 規格によるものとする
- ★歩行方向を誘導するため線状ブロックなど、危 険、方向転換、停止などを注意喚起するため点状 ブロックなどを使用する
- ★材質は設置場所、周囲の床材料との対比を考慮 し、視覚障がい者が触知しやすいものとするとと もに、適切な耐久性を確保する、滑りにくいもの とするなど配慮する
- ★視覚障がい者誘導用ブロックの色は、弱視の人の 判別に配慮し、黄色を原則とする、また周囲の床 仕上げ材との明度差、輝度比*に配慮する
- ★触知性、視認性を確保するとともに、車いすなど の支障とならないよう、十分かつ適切な設置幅と する
- ★敷地出入口から受付などまで誘導するよう視覚 障がい者誘導用ブロックなどを設置する
- ★必要に応じ、エレベーターの呼び出しボタン、室 の出入口の前などへの点状ブロックなどの設置 を考慮する
- ★階段の上下端・スロープの上端に近接する通路、 踊場の部分に点状ブロックなどを設置する
- ★廊下など、床仕上げの感触の違いを利用した誘導 を考慮する
- ★過剰な設置はせず、明確な経路となるよう基本と なる動線上に設置する
- ★視覚障がい者誘導用ブロックは、警告や注意喚起 などの対象となる部分から 30 cm程度離れた位置 に設置する
- ★原則として湾曲しないように直線的に設置し、曲 がる部分は直角に設置する

※輝度比:輝度とは発光体の単位面積当たりの明るさ(発散する光の量)のこと 輝度比は2つの材料の輝度の比

★ 第7節 その他の必要なサインに配慮すること ★

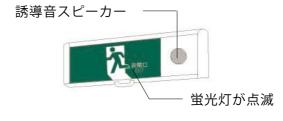
非常時におけるサインを考えよう

非常時(地震、火災などによる被災時)には、すべての人に、人命に関わ る重要な情報を素早く確実に伝達し、適切に誘導する必要があります。 例えばエレベーターには、耳の不自由な人のために、災害発生を知 らせるモニターの設置が望まれます。

でなんゆうどうとう 避難誘導灯※については、目や耳の不自由な人に配慮し、スピーカー や発光点滅装置を併設したものを設置することが望まれます。また ゅぅヒぅとぅ 誘導灯は、煙を避けるため、低姿勢となっても避難方向がわかるよう、 床面や腰の高さのものを併設することも望まれます。

■点滅誘導音装置付誘導灯





■点滅型誘導灯

より多くの人のためのサイン



■既設誘導灯に追加取付する方法



避難誘導灯の例



誘導灯を床面に設置した例

【標準仕様】

- ★非常時にすべての人に情報を素早く伝達する設 備を設置することが望ましい
- ★目や耳の不自由な人に配慮した誘導設備を設置 することが望ましい

(佐賀空港) ※避難誘導灯:火災などで停電した場合、安全に移動できるように非常口や 避難通路を照らし出すための器具

★ 第7節 その他の必要なサインに配慮すること ★

7-2 人的対応によるサインを考えよう

建物にいろんなサインを設置しても、すべての人が何不自由なく目 的地まで移動できたり、何かを探すのは大変難しいものです。人的対 応も考えておきましょう。

建物内で受付などによる案内を行う施設では、その場所がまず最初に見つけられるように配慮しましょう。また、その場所まで簡単にアクセスできるように配慮しましょう。

建物内で困っている人を見つけたら、声をかけ、目的地まで案内することを心掛けましょう。

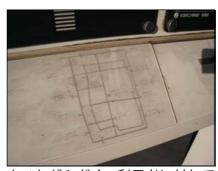
7-3 サインの作り替えや見直し、メンテナンスも検討していこう

施設の新築や増改築、施設の運営方法などに変更があった場合、サインも随時見直す必要があります。将来の変更も視野に入れて、サイン計画を検討していきましょう。また、サインが常に最新の詳しい情報を発信しているか、点字サインについては、名称や場所の変更に伴って、書き換えが行われているかなどの見直しや、磨耗してわかりにくくなっていないかなどのチェック、または定期的な清掃などのメンテナンスも必要です。常に最新の情報となっていることを意識して、必要であれば障がい者団体などに相談したり、アドバイスをもらいながら、速やかに改善していくことを心掛けましょう。



より多くの人のためのサイン

点字の粒が剥がれている例



よごれがひどく、利用者に対して 不親切な例

★ 第7節 その他の必要なサインに配慮すること ★

7-4 情報は選択可能な複数の方法で提供していこう

利用者にとって、自分に都合のよい方法で情報。入手できることが、 好ましいサービスです。現地で歩き回ることが困難な人には、事前情報があると安心です。施設全体のインフォメーションなどがパンフレットやホームページで入手できることも必要です。

7-5 誰にとってもアクセシブルであることを目指そう

提供する情報も、誰にとっても利用しやすいものにすることが必要です。例えば、パンフレットは拡大文字版や点字版などを用意する、 を対象ができますがい者からの問い合わせのために電話番号だけでなくファックス番号も明記する、インターネットの情報提供をアクセシブルにするなどがあげられます。

7-6 施設管理者としてサインについてもっと気配りをしよう

より多くの人のためのサイン

視覚障がい者誘導用ブロックの周辺に立て看板やプランターを置くなど、歩行の妨げとなる位置に物が置いてある事例がよく見受けられます。また、玄関付近の視覚障がい者誘導用ブロックの上に、玄関マットを敷いていたりすることもあります。

施設にあるサインが、必要な情報として有効に機能するように、施設管理者はスタッフに UD の考え方を伝達するだけでなく、常に気配りをしましょう。



誘導用ブロックの真上に玄関マットが置かれている例

★ 第1節 現地調査をとおして ★

【現地調査をとおして見えてきたこと】

・・・『アバンセのサイン視察において』・・・

県有施設のあらゆる既存サインの現状、問題点などについて、ユニバーサルデザインに関する専門家、有識者と共に現地を調査し、より良いサイン環境を求めて意見交換を行いました。

1 実際の施設における既存サインの現地調査の開催

日 時:平成20年2月28日(木)

場所:アバンセ(佐賀県立女性・生涯学習センター)

参加者: 井手 将文氏(特定非営利活動法人 お世話宅配便 理事)

竹田 寿和氏(社団法人 佐賀県視覚障害者団体連合会会長)

松尾 清美氏(佐賀大学医学部附属地域医療科学教育研究センター准教授)

山口 弘美氏(アトリエ 彩・暮・楽)

他行政関係者

内 容:アバンセの建物内外における既存サインの現状を現地で調査 し、良いところ、悪いところなど、実際に見て、触れて、聞 いてみることで、改善すべき点などについて意見交換を行う。

★ 第1節 現地調査をとおして ★

2 利用者の目線から見た多様な意見

施設の既存サインの現状を調査したところ、日頃あまり気づかない貴重な意見や提案が数多くありました。

目の不自由な方にとって、タクシー停まりやバス停の位置が重要であり、そこから建物入口までの誘導のあり方が一番大事であること、全体的に視覚障がい者誘導用ブロックの色が背景の色になじみ、見分けづらいこと、目の不自由な方が館内を移動するときに、立て看板や植木などの位置にも配慮する必要があること、トイレのピクトグラム(位置サイン)で、見やすい形、色の印刷物を貼り付け、コストをかけずに工夫した改善がされていたところが良かったことなど、その他にも既存サインを改善していくうえで、貴重なお話が数多くあり、大変有意義な調査となりました。

また、施設にあるサインについて、アンケート調査も行いましたが、県民のみなさんや施設管理者、設計者の方々にとって、施設におけるUDサインへの理解度、周知度というのは、まだまだ高いものではないという結果も出ています。

既存サインの改善

今後、施設の既存サインを改善していくときは、 利用者、特に障がい者の目線に立ち、利用者が 満足できるものとなるよう、多様な利用者による 評価を行う事も検討しながら、進めていく必要が あります。







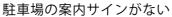
★ 第2節 既存サインの改善例 ★

■ 実際の施設において、既存サインの改善を検討してみました。

○駐車場

5 既存サインの改善







案内サインを設置する案

(アバンセ)



駐車場入口がわかりづらい



駐車場入口を示すサインを設置する例

(アバンセ)

★ 第2節 既存サインの改善例 ★

○ アプローチ



インターロッキングと誘導用ブロ ックの色が類似しているためわか りにくい



誘導用ブロックの色を標準色の黄 色にする例

(佐賀土木事務所)



階段の段差が判別しにくい

5 既存サインの改善



歩行路標識シールを設置する例

(県立 宇宙科学館)



誘導用ブロックが床材と同色のため 見分けづらく、花壇が車いすや視覚 障がい者などの通行の障がいとなる



(県 庁)



誘導用ブロックの色を黄色にする例。 花壇を撤去する例

★ 第2節 既存サインの改善例 ★

○ 玄関・エントランスホール



音声案内装置が設置されている が、音声スピーカーが入口右側に ある



目の不自由な人は音の鳴る方へ行く ため、音声案内の下に入口がないと 入れない、音声スピーカーは入口中 央が望ましい

(アバンセ)



既存サインの改善

入口より受付まで誘導用ブロックが 設置してあるが、色が類似している ためわかりにくい



誘導用ブロックを黄色にした例

(県庁 新行政棟)

★ 第2節 既存サインの改善例 ★

○ エレベーターなど



点字が押しボタンの右にある



点字は押しボタンの左側に 設置するのが望ましい

(県立 宇宙科学館) (JIS)による



既存サインの改善

押しボタン前に物が置いてあり、車いすや子供、視覚障がい者が近寄れない



車い 障がい物をなくし、全ボタンをだれで kい も使えるようにする例 (県庁 新行政棟)



一般用と車いす用がある



一般用と車いす用の区別をなくす

(県庁 新行政棟)

★ 第2節 既存サインの改善例 ★

○ 廊下・階段



サインが小さく高すぎる ため見つけにくい



サインを大きくし、目の 高さに設置する例

(総合体育館)



5 既存サインの改善

手すりに点字表記がない



手すりに点字表記、階段に明度差のある滑り止めを設置する例

(佐賀土木事務所)







床面に連絡通路方向と執務室名を (県庁 本館) 表示する例

★ 第2節 既存サインの改善例 ★

○ 部屋の出入口など





男にサ置サき高す(男子突イしイくさる女といいにの) はんだい しいに例 共) しいここ

(アバンセ)



5 既存サインの改善



ー目でわか るように壁 面に表示す る例

(県立 博物館)





男女の区別 がわかるサ インの設置 例

(県立 美術館)

★ 第1節 視覚障がい者への配慮 ★

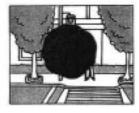
視覚障がい者といっても、登覧、弱視、その他の視覚障がいなど (視野狭窄、視野欠損など)様々な人がいます。

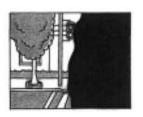
人は、五感(視覚、聴覚、触覚、臭覚、平衡感覚)によって必要な情報 を得ていますが、そのうちの8割以上は視覚から得ていると言われて います。視覚障がい者はその情報を全く得られないか、かなり制限さ れるため、日常生活や社会生活を送る上で様々な不便があります。











īF

周辺視野狭窄

中心班点

視野欠損

■点字を使った案内板などを作成するときには、注意してください しかくしょう しゃ じょうほう 視覚障がい者が情報を得る手段として、一般的に知られているものに 点字があります。

駅や建物の中にも、点字や触知案内図による案内板などが設置され るようになってきています。点字は触覚で判断する文字のため、次の ようなことに注意して案内板などをつくる必要があります。

- 1) 指先で読みとりやすい配慮(点の大きさ、高さ、形状、点間、文字 間、行間)をすること。(JIS参照)
- 1 文字が 6 個の点の組み合わせで表現されるため、1 点誤れば全く 2) 違う文字になってしまう。
 - 誤字に気をつけ、均質な点で表すこと。
- 3) 触れている部分しかわからず、一度に広い範囲を確認することは できないことに配慮して全体を構成すること。
- 4) 案内板の設置場所や板面の高さ、大きさ、傾斜、材質にも配慮す 【参考】名古屋市「福祉都市環境整備指針」より ること。

★ 第1節 視覚障がい者への配慮 ★

また、点字は通常、仮名だけで書き表される文字であるため、次の ようなことにも注意する必要があります。

- 1) 理解しやすいように言葉の区切り目を明らかにする必要がある。 文節で区切る「わかち書き*」や自立語を構成要素で区切る「切れ 続き*」などについて、「日本点字表記法」(日本点字委員会 編集) に規定があるので、これに沿った表現とすること。
- 点字は表音文字*のため、文字数が多くなる。簡潔でわかりやすい 2) 表現にすること。そして、最終チェックは点字を読める人が触っ て確認することが大切です。

▶「視覚障害者=点字を読める人」とは限りません

ね覚障がい者というと点字を読める人というイメージを持つ人も多 いと思いますが、実は視覚障がい者のうち点字を読める人は約1割と 言われています。点字に併記する墨字の大きさ、色対比などに配慮し たり、浮き出したりすることで、利用できる人の幅が広がります。

また点字を読める人でも、外出先で案内板を触って内容を理解する のはとても時間がかかります。そこで、施設の案内などの触知案内図 は案内板として提示するだけでなく、家に持ち帰ることができるよう なパンフレットとして配られるとさらに活用の幅が広がります。

また、音声による案内は視覚障がい者にはとても有効です。最近で はパソコンの情報を音声に変換するソフトを利用している人たちも増 えてきています。まちの中でも、音声案内・誘導システムなど、音声 を使った案内方法が導入されてきており、今後も様々な場面での活用 が望まれています。 【参考】名古屋市「福祉都市環境整備指針」より

※わかち書き:文や文章をわかりやすくするため、語と語、あるいは文節と文

節の間をあけて書くこと

※切れ続き :わかち書きされた語の内部を区切るか続けるかということ

★ 第1節 視覚障がい者への配慮 ★

●周囲の人の案内、説明は欠かせません

たとえ触、知案内図、音声案内などが充実しても、視覚障がい者にとっては補えない情報は多く、人による案内、周囲の人からの情報などが欠かせないことは言うまでもありません。危険な状況に出会った時、困っている様子を見かけた時には、ためらわずに声をかけましょう。

- 1) 白杖を持っている人を案内する時は、白杖は握らないようにします。
- 2) 白杖の反対側に立って腕や肩を貸し、見えない人の半歩前を歩きます。
- 3) 方角や場所を教えるときは、左、右、前、後とか、何歩、何メートルのところと正確に言ってください。また、階段やエレベーターでは上るか下りるかをはっきりと説明することが大切です。

【参考】名古屋市「福祉都市環境整備指針」より

※表音文字 :一つ一つの字が意味を持たず、音のみを表す文字

★ 第1節 視覚障がい者への配慮 ★

●視覚障がい者誘導用ブロック上や周辺にはものを置かないで

しかく しょう しゃゅうどうよう 視覚障 がい者誘導用ブロックには、以下の2種類があります。

1 線状ブロック:歩行方向を表示する誘導用のもの。

2 点状ブロック:歩行位置を表示する警告、予告、注意用のもの。

視覚障がい者の方は、足の裏や白杖を通しての感覚、コントラストをはっきりと付けた色を頼りにこのブロックを識別して歩きます。

あるアンケート調査では、約9割の方が影導剤ブロックのことを知っていると回答しているものもありますが、ブロックの上や周辺に自転車が停めてあったり、置き看板や工事資材などのために、視覚障がい者の方が安全に歩けないことがあります。無意識に歩行を妨げていることはありませんか?

視覚障がい者が誘導用ブロックを歩行する時は、白杖を左右に振って ブロックの存在を確認します。

歩行には、誘導用ブロックの左側を歩く人、右側を歩く人、ブロックの上を歩く人がいます。誘導用ブロック上だけではなくその周辺にも通行を妨げるものがあってはいけません。



知ってほしい

誘導用ブロック の上にマットが 敷いてある



誘導用ブロック の上にプランタ ーが置いてある

【参考】名古屋市「福祉都市環境整備指針」より



★ 第2節 聴覚障がい者への配慮 ★

●聴覚障がい者は、外見上で障がいがあるかどうかわかりません

聴覚障がいは、障がいの軽い人から重い人までその聴力の程度は様々です。コミュニケーションの方法も読話、筆談、手話など個人により異なります。

街中や、建物内で聴覚障がい者に出会ったときは、身振り手振りを 交えわかりやすい方法で行ってください。

コミュニケーション方法が多岐にわたり、「どの 聴覚 障がい者にも同じ方法で」というわけにはいかないため、それぞれの特徴にみあった対応をすることが必要になります。

- 聴 覚 障 がい者とのコミュニケーション
 - ① 声をかけるときは、聴覚障がい者の視界の中に入って声をかけるようにしましょう。
 - ② 聴覚障がい者の注意が向いてから話始めましょう。
 - ③ 聴覚障がい者が気楽に聞き返せる雰囲気を作りましょう。
 - ④ 伝わりにくいときは、別のことばで言い換えたり、他の手段を 組み合わせたり工夫しましょう。
 - ⑤ うまく伝わったか確認しましょう。確認のために、重要な点を書いて手渡すことも有効です。
- 聴 覚 障 がい者との会話方法
 - ① 読話

読話は、相手の口や形や動きからことばを読み取る方法です。 口の形や動きだけでなく、話の話題や文の前後関係、場面など、 いろいろな手がかりから、ことばを推測していきます。以下の点 に配慮してください。

★ 第2節 聴覚障がい者への配慮 ★

- ・はっきり、明瞭に話すことを心がけてください。
- ・口がはっきり見えるようにしてください。
- ・太陽や電灯の光が逆光にならないように注意し、口元が陰になら ないようにしてください。

でったん **筆談**

筆談は、文字で書いて正確に伝える手法です。しかし、書くのに時間がかかり、話しことばのような感情を伝えることが難しくなります。以下の点に配慮して書いてください。

- ・短い文で書きましょう。(簡潔に)
- ・記号や図などを用いて表現を明確にしましょう。
- ・日常使っている漢字を使いましょう。
- ・正しく伝わっているかどうか確認しましょう。

★ 【ピクトグラム】 ★

※ はJIS化されてないもの

1. 公共・一般施設 Public Facilities

3 8 項目

推奨度A



推奨度B

付

録



2. 交通施設 Transport Facilities

17項目



第7章 付

【ピクトグラム】 ★ ※ はJIS化されてないもの

3. 商業施設 **Commercial Facilities**

10項目

推 奨 度 В











Cashier [注2](通貨記号差し替え可)

推 奨 度 C



NEWS 新聞·維誌 Newspapers, magazines



Pharmacy

Barber / Beauty salon

手荷物託配 Baggage delivery service

観光・文化・スポーツ施設 Tourism, Culture, Sport Facilities 17項目

推 В



Shop



Athletic stadium



Football stadium









海水浴場 / ブール

奨 度





Baseball stadium

テニスコート Tennis court Swimming place

推 奨 度













録

C



スポーツ活動 ※

Sporting activities





Tバーリフト

T bar lift

歴掛け式リフト※

Safety 安全 5.

5項目











推 奨 度 Α

★ 【ピクトグラム】 ★

※ はJIS化されてないもの

禁止 **Prohibition** 6.

20項目

推 奨 度 Α



推 奨 度 В



電子機器使用禁止 Do not use electronic devices



摄影禁止 Do not take photographs



Do not take flash photographs

推 奨 度 C



注意 Warning

8項目

付

録

推 奨 度 Α

付

録

















転落注意 [注1] Caution, drop 天井に注意 Caution, ov



感電注意 Caution, electricity

10項目





静かに





応用例 右側にお立ちください variant [注]] Please stand on the right















Directional arrow variants

★ 【UDサインに関するチェックシート】 ★

項 目	チェック	チェック内容
サイン全体のあり方に関す	する基本	的な考え方(サインシステム)
建物アプローチ		玄関まで建物利用者を誘導するサインがある
(玄関・出入口・周辺部など)		建物利用者に建物へ到着したことを示すサインがある
情報拠点		建物利用者が建物概要を把握できるサインがある
(受付・各階・小など)		受付まで建物利用者を誘導するサインがある
		目的地まで建物利用者を誘導するサインがある
移動空間 (廊下、階段、エレベーターなど)		建物利用者の安全な移動に必要な規制・説明サインがある
		非日常的における建物利用者の安全な避難誘導に必要なサインがある
目的空間		建物利用者に目的地へ到着したことを示すサインがある
(窓口、諸室など)		諸室における建物利用者の適切な利用に必要な規制・説明サインがある

●サインシステムとは

付

録

- ○例えば、会議があるため、初めて建物を訪れる人の行動は以下のように想定されます。
 - ①建物名を示す案内サインなどを見つけて、目的の建物に到着したことを確認し、
 - ②玄関を入り、受付や建物案内図で会議室が可皆のどの位置にあるかを確認し、
 - ③矢印などの誘導サインを頼りに階段や廊下を移動し、
 - ④扉の「会議室」と表示されたサインを確認して中に入る。
- ○このように、会議室に行くためには、①~④の一連の行動ができるように、建物サインを連続的に配置することが必要です。つまり、建物サインが、建物利用者の一連の行動を導くサインシステムとして機能していることが大変重要となります。
- ○サインシステムを考えずに、個別の建物サインだけの設置、改善に力を入れると、結果的に、 重要性や緊急性が低い建物サインが多く整備される事態を招く恐れもあります。
- ○そこで、サインシステムを検討するにあたり、建物内を4つの空間に分けると、「どこで」、「どのような」建物サインが必要となるかについて考えやすくなります。

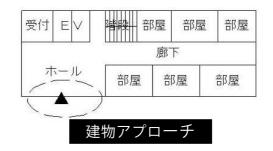
エックシート(※サイン全体のあり方について、 計画する際に参考とするチェックシート)

リロチ

★ 【UDサインに関するチェックシート】 ★

●建物内の4つの空間と主な留意点

- ○「どこで」「どのような」建物サインが必要かという視点で建物内の各空間を捉えなおすと、「建物アプローチ」「情報拠点」「移動空間」「目的空間」の4つの空間に分けることができます。
- ○各空間に必要な具体的な建物サインについては「UDサインに関するチェックシート(サイン全体のあり方に関する具体的な考え方、P61~)」を参照してください。
- (1) 建物アプローチ(玄関・出入口など)
- ■4つの空間のイメージ図
- ○目的の建物への誘導と到着に係る情報 を伝える空間です。
- ○営業時間や出入口の方位などを考慮し 建物サインが機能する明るさの確保も 必要です。



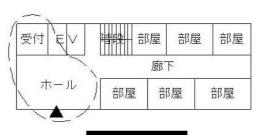


付

録

(2)情報拠点(受付・各階ホールなど)

- ○建物概要に係る情報を伝える空間です。
- ○建物案内図を設置し、現在地と目的地 の位置関係のほか、建物の利用特性に 応じて、必要となる情報を提供します。 また、音声・音響案内や触知案内図な ど複数の情報伝達方法での案内が必要 です。
- ○受付がある場合は、受付までスムーズ に誘導します。
- ○建物に係る各種情報を知る拠点として、 建物サインに限らず、多言語表記や触 知案内図パンフレットの用意、係員に よる案内など、ソフトの充実も必要で す。

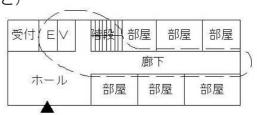


情報拠点

/付

★ 【UDサインに関するチェックシート】 ★

- (3)移動空間(廊下、階段、エレベーターなど)
- ○目的空間までの移動経路に係る情報を 伝える空間です。
- ○目的地が複数ある場合は、各階ホール などに各階案内図を設置することも必 要です。



移動空間

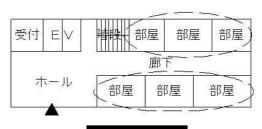


(4)目的空間(窓口、諸室など)

付

録

- ○目的空間への到達や諸室などの利用方 法に係る情報を伝える空間です。
- ○移動経路からわかりやすい位置などに 到達を示す建物サインを設置します。 特に、トイレなどの公共性の高い施設 については、さまざまな建物利用者が 利用しやすいように必要な情報内容の 提供や複数の情報伝達方法による案内 が求められます。



目的空間

· 付

項目	チェック	具体的なチェック内容	
サイン全体のありた	ちに関する	る具体的な考え方(サインシステム)	
		駐車場進入口から身障者用駐車場スペースまでの経路を示すサインがある	
建物		道路・歩道から敷地入口まで連続してサインがある	
アプローチ		敷地入口から玄関までの主な移動経路に視覚障害者誘導用ブロックがある	
		建物名称を示すサインがある	
情報拠点			
		玄関への到着を示すサインがある 例)誘導チャイム など	
		建物案内図がある	
玄関周辺		建物案内図の設置場所を示すサインがある	
		複数の情報伝達方式で示された建物案内図がある 例)触知案内図、音声案内・誘導 など	
		建物案内図に建物利用者に必要な情報がある 例) 現在地、トイレ・電話機・自販機・水飲器などの位置 など	
		受付まで視覚障害者誘導用ブロックや手すりがある	
		受付などがない場合、人的対応に導くサインがある 例) インターホン、係員の配置 など	
受付		受付の位置及び提供できる情報を示すサインがある	
		建物の利用案内がある 例)多言語表記・触知案内図パンフレット、障害者用の非常時マップ、筆談や手話対応表示 など	
各階ホール		各階案内図がある	
		各階案内図の設置場所を示すサインがある	
		複数の情報伝達方式で示された各階案内図がある 例)触知案内図、音声案内・誘導 など	
		各階案内図に建物利用者に必要な情報がある 例) 現在地、トイレ・電話機・自販機・水飲器などの位置 など	

付

	項	目	チェック	具体的なチェック内容] U
+	ナイン	全体のあ	り方に	関する具体的な考え方(サインシステム)	D F
Γ	移動	空間			I
				主な移動経路に諸室などへの経路を示すサインがある	ックシ
l		廊下		主な移動経路や要所に視覚障害者誘導用ブロックや手すりがある 例) 主な要所: エレベーター前、トイレ出入口、諸室出入口、廊下交差部、曲がり角 など	
ı		I CIAI		手すりに主な要所を示す点字サインがある]
ı				複数の情報伝達方式で示された避難口や避難口への経路を示すサインがある	- ※サイ
				各階の踊り場やその周辺に階数を示すサインがある	公全体のあ
	階段		階段の主な要所の手すりに、現在位置の階数及び階段の段数などを示す点字サインがある例)主な要所:階段の始点や終点 など例)サイン:点字、立体絵記号、墨字 など	つあり方に	
ı			階段の段差や踊り場があることを示すサインがある 例)踏面の鼻先を示す標識、床材質や色調の変化 など	こって	
l	ェ	レベー		車いす専用、優先などを示すサインがある	て 計
ı	ター			到着階、昇降方向、到着階の主な施設名称などを示すサインがある 例)施設名の音声案内 など	計画する際に参考とするチ
	目的	空間			· 答
ı				窓口を示すサインがある	を参え
ı	窓口		窓口の利用案内がある 例)多言語表記・触知案内図パンフレット、障害者用の非常時マップ、筆談や手話対応表示 など	する	
ı			窓口が複数の場合、利用目的の窓口がわかるサインがある例)図記号表示、音声案内・誘導、電光掲示板による呼び出し など	チュ	
				トイレの種類や機能を示すサインがある 例)男女別、身障者用トイレ、ベビーベッド、ベビーチェア、オストメイト など	- / シー
	トイレ		トイレの使用方法を示す外国語の説明書きや絵によるサインがある	<u> </u>	
				便房の位置関係や内部の状況がわかるサインがある 例)触知案内図、音声案内・誘導 など	
	自重	電話機 助販売機 k飲器		設置場所を示すサインがある	

付

項	i 🗐	チェック	具体的なチェック内容	本ガイド
個別のも	ナインに関する	考え方	(第4章を参照)	
目で見	見るサインに関	するこ	٤	
			位置サインについて、弱視者に配慮して視点の高さにもサインを設置するよう になっているか	P21
1	設置位置		照明の映り込みや、外光により見えにくくならないように、設置位置や角度に 配慮しているか	P21
			低い目線(車いす使用者や子どもなど)が見上げる際の角度に配慮しているか	P21
	表示の読みやすさ		明度差は5程度以上とし、彩度差にも配慮しているか	P22
			文字の大きさは、視力の低下した高齢者などに配慮して、視距離に応じた大き さを選択しているか	P22
表示			弱視者に配慮して、大きな文字を用いたサインや図記号を視点の高さに表示す ることができているか	P22
		書体は視認性の優れた角ゴシック体で表現できているか	P22	
		図記号(ピクトグラム)はJIS Z 8210に表示された図記号を基本的に用いているか	P22	
	存在の強調		書体や色使いに注意して、全体のなかで統一感を持たせているか	P25
有			サインを設置する場所の背景や周辺にある物に注意し、サインを目立たせてい るか	P25
		頻繁に使用する施設のサインは、大きな色面を使うなど、強調させることができているか	P25	
	明るさ		周囲が暗くなる場所では、照明を設けるか、内照式のサインを設置しているか	P25
77 W C		ガラスや金属板を使用するときは、透過や反射を十分に検討し、つや消しや地 色を付けるなどの検討を行っているか	P25	

UDチェックシート(※個別のサインについて、設置や見直しを計画する際に参考とするチェックシート)(第4章を参照)

付

	項	目	チェック	具体的なチェック内容	本ガイド
個別のサインに関する考え方(第4章を参照)					
	音声で	印らせるサイ	ンに関	すること	
	+	よと内容		情報を音声により提供することが効果的な場所では、適切な位置に適切な方 法で誘導装置を設けることができているか	P29
	73 14	ACM		案内については、対面して、操作利用者に対して分かりやすい言葉で、簡単 明瞭に目的地の方向や位置を指示しているか	P29
	点字・角	触知案内図で	知らせ	るサインに関すること	
				表記方法、設置方法、形状などについて、規格があるものは、これを採用・ 参考としたか	P32
ı				墨字を併記しているか	P32
ı				触知しやすく、触感や指の滑りがよく、耐久性のある材料、仕上げとなって いるか	P32
ı	点字の表記と レイアウトなど		触知しやすい高さ、角度に設置しているか	P32	
ı			階段手すりに、現在階の階数とフロア情報などを表示しているか	P32	
ı			スイッチの横にその種類を表示することができているか	P32	
ı				点字触知の妨げとならない固定方法となっているか	P32
ı			点字を計画・設置する前に、点字などが分かる視覚障害者によるチェックを 行っているか	P32	
	触知案内図の 表現方法・触感 など		表記方法、設置方法、形状などについて、規格があるものは、これを採用・ 参考としたか	P34	
			墨字を併記しているか	P34	
			触知しやすく、触感や指の滑りがよく、耐久性のある材料、仕上げとなって いるか	P34	
			高齢者、視覚障害者、健常者すべてに見えやすい配色となっているか	P34	
			数字による情報などについては、浮き出し文字(一般の数字の形を浮き出し にして触察できるようにしたもの)をあわせて表示しているか	P34	
			視覚障害者誘導用ブロックなどによる誘導もあわせて検討することができて いるか	P34	

UDチェックシート(※個別のサインについて、設置や見直しを計画する際に参考とするチェックシート)(第4章を参照)

付

	項目	チェック	具体的なチェック内容	本ガイド
固別の	サインに関する	考え方	(第4章を参照)	
視覚	障害者誘導用ブ	ロックで	で知らせるサインに関すること	
			視覚障害者誘導用ブロックなどの形状は J I S規格によるものとなっているか	P37
			歩行方向を誘導するため線状ブロックなどを、危険、方向転換、停止などを 注意喚起するため点状ブロックなどを的確に使用しているか	P37
形物	犬・材質・素材		材質は、設置場所、周囲の床材料との対比を考慮し、視覚障害者が触知しや すいものとするとともに、適切な耐久性を確保する、滑りにくいものとする など、配慮したものとなっているか	P37
		視覚障害者誘導用ブロックの色は、弱視の人の判別に配慮し、黄色を原則とし、また、周囲の床仕上げ材との明度差、輝度比にも配慮したものなっているか	P37	
			廊下など、床仕上げの感触の違いを利用した誘導を考慮することができているか	P37
設置方法			触知性、視認性を確保するとともに、車いすなどの支障とならないよう、十分かつ適切な設置幅となっているか	P37
		敷地出入口から受付などまで適切に誘導できるようになっているか	P37	
			必要に応じ、エレベーターの呼び出しボタン、室の出入口の前などへの点状 ブロックなどの設置ができているか	P37
	設置方法		階段の上下端、スロープの上端に近接する通路、踊場の部分に点状ブロック などを設置しているか	P37
			過剰な設置はせず、明確な経路となるよう基本となる動線上に設置している か	P37
			視覚障害者誘導用ブロックは、警告や注意喚起などの対象となる部分から3 0 c m程度離れた位置に設置しているか	P37
			原則として湾曲しないように直線的に設置し、曲がる部分は直角に設置して いるか	P37
その	他の必要なサイ	ンに関す	すること	
1	JL 146 PK P 444		非常時にすべての人に情報を素早く伝達する設備を設置することができているか	P38
非吊時	非常時の設備		目や耳の不自由な人に配慮し、スピーカーや発光点滅装置を併設した避難誘 導灯などを、天井面、床面や腰の高さなどにも設置することができているか	P38

項目	チェック	具体的なチェック内容	
サインの維持管理	・運用に	こ関する考え方	
		サインの劣化・破損などの機能低下を早期発見するため、施設管理者による定期的な点検を行う	
維持管理		サインの設置・改善の検討時には、可能な限り建物利用者や施設管理者などの参加を図る	
		簡易に使えるサインの活用を適宜検討する	
		サインの見やすさや触りやすさを妨げないように、家具や立て看板などを配置する	
運用		サインの見やすさや触りやすさを妨げないように、掲示物の配置を工夫する	
		不必要な情報、古くなった情報、更新が必要な情報を含む掲示物などを整理する	

UDチェックシート(※サインの維持管理・運用の際に参考とするチェックシート)

付

録

付付

★ 【謝辞・参考文献】 ★

【謝 辞】

【参考文献】

付

録

「1〕 樗木 武

「ユニバーサルデザインのまちづくり・みんなに優しいまちを目指し」 森北出版株式会社 2004

- [2] 田中 直人・川崎 和男・外山 義・エドワード・スタンフェルド 「ユニバーサルデザインの考え方・建築・都市・プロダクトデザイン」 丸善株式会社 2002
- [3] 田中 直人・岩田 三千子 「サイン環境のユニバーサルデザイン・計画・設計のための 108 の視点」 学芸出版社 1999
- [4] 交通エコロジー・モビリティ財団標準案内用図記号研究会 「ひと目でわかるシンボルサイン 標準案内用図記号ガイドブック」 株式会社大成出版社
- [5] 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説」 社団法人公共建築協会 2006

★ 【基準・指針類など】 ★

【基準・指針類など】

付

[1]	「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」
	(国営整第157号・国営設第163号/H18.3.31)
[2]	「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」
	(交通エコロジー・モビリティ財団/H13.8)
[3]	「公共交通機関の旅客施設に関する移動円滑化整備ガイドライン」
	(国土交通省/H 1 9. 7)
[4]	「視覚障害者の安全で円滑な行動を支援するための点字表示等に
	関するガイドライン」
	(社会福祉法人 日本盲人社会福祉施設協議会/H14.5)
[5]	「日本点字表記法」 日本点字委員会
[6]	「わかりやすい案内・誘導サイン等の手引き」
	大分県保健福祉部 2007
[7]	「既存建築物の視覚情報サイン改善マニュアル」
	熊本県総合政策局 2005
[8]	「福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」
	兵庫県健康生活部 2005
[9]	「建物サインづくりマニュアル」
	練馬区環境まちづくり事業本部 2006
[10]	「福祉都市環境整備指針」
	名古屋市健康福祉局 2003
[11]	「見やすく分かりやすい案内表示」 埼玉県総合政策部
[12]	「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」
	福島県土木部 2005
[13]	「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」
	東京都財務局 2007

★ 【インターネット・関連規格】 ★

【インターネット】

[1] 「新県庁舎のユニバーサルデザイン」

http://www.irii.go.jp/

[2] 「共用品推進機構」

http://www.kyoyohin.org/

【関連規格】

付

録

- 「1] (JIS T 0922:2007) 高齢者・障害者配慮設計指針
 - 触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法-
- [2] (JIS T 0921:2006) 高齢者・障害者配慮設計指針
 - 点字の表示原則及び点字表示方法 公共施設・設備
- [3] (JIS T 9251:2001) 視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸 法及びその配列
- [4] (JIS T 0901:2005) 視覚障害者の歩行・移動のための音声案内による支援システム指針
- [5](JIS S 0032:2003)高齢者·障害者配慮設計指針
 - 視覚表示物 日本語文字の最小可読文字サイズ推定方法
- [6] (JIS S 0033:2006) 高齢者・障害者配慮設計指針
 - 視覚表示物ー年齢を考慮した基本色領域に基づく色の組合せ方法
- 「7] (JIS Z 8210:2007) 案内用図記号

7 付

より多くの人が理解し、安全で安心して使えるサインを目指して

施設におけるわかりやすい

ユニバーサルデザインのサイン

発行 佐賀県 県土づくり本部 建築住宅課

電話(0952) 25-7166 FAX(0952) 25-7316

Email: kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp

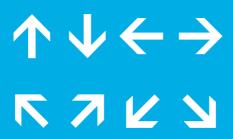
佐賀県 経営支援本部 総務法制課

電話(0952) 25-7018 FAX(0952) 25-7260

Email: soumuhousei@pref.saga.lg.jp

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59

平成20年3月発行



Universal **Design Sign**

